

# J P M A 会員登録【特例措置-新規登録 会費割引制度】について

(対象：2011年4月1日以降の新規会員登録者 初回1度のみ特例料金の適用。2015/4/1分より一部改定)

日本パラモーター協会(J P M A)の会員登録は4/1 から3/31 までの年度登録制です。新規登録においては、登録手続きの最初の1回に限定した特例措置(会費割引)が以下のように適用されます。加入時期による割引額にご注意下さい。また更新登録は、この特例措置料金は適用されません。

## 【新規登録-特例措置の考えかた】

会員登録日/送金日/特例料金(会費割引額)の関係

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
登録日	特例① 4/1~9/30						特例② 10/1~3/31					
登録料	1年登録 ¥8000- 3年登録 ¥18000-						1年登録 ¥6000- 3年登録 ¥16000-					
送金日	2/26~8/25 までの送金						8/26~2/25 までの送金					

**例**：10/1 から登録を開始したい場合、**特例措置②**が適用されます。その場合、会費は1年- ¥6000-/3年 ¥16000-となり、8/26以降2/25までの送金が対象です。

★ J P M A 会員登録の費用は1年登録 ¥8000 - /3年登録 ¥18000-ですが、いずれも3/31の年度末で保険も会員登録も有効が失効するため、新規登録の場合は加入時期によって実質12カ月(×加入年数)登録されないケースがあります。

そこで、1年間を2分割し、会費の割引制度を設けています。これが**【特例措置】**です。新規会員登録者の初回1度だけに適用されます。1人に1度だけの措置となります。

## 【特例措置料金表】

	登録時期(送金日時)	期間	会費
1.	4月1日~9月30日 (2/26~8/25迄の送金)	1年	¥8000
		3年	¥18000
2.	10月1日~3月31日 (8/26~2/25迄の送金)	1年	¥6000
		3年	¥16000

## 【その他、手続きについて】

★会費はいったん送金され手続きを完了されますと、基本的には取り消しはできません。万一、過払い等、誤送金された場合は、手数料 ¥500 - を差し引かせていただいた額の一部をご返金(郵便小為替)させていただきますので、あらかじめご了承のうえ、送金額にはご注意ください。

★会員登録資料のスポーツ安全保険のしおり(当該年度)や J P M A 会員登録案内等の説明書は、お手元に必ず保管してください。

★会員管理の都合上、登録時にはご送金だけではなく登録用紙の送付をお願いしています。

登録情報管理の為、お手数ですが申請用紙の送付をお願いします。記入漏れや送付遅延がある場合、保険加入手続きに不備が生じる可能性もありますのでご注意ください。

## 【会員番号(機体登録ステッカー) 購入について】

機体登録(番号シール添付)はパラモーター/P H Gによる飛行を楽しむ為、一般社会へ我々の自主規制による秩序を示す為、愛好者が自主責任に於いての飛行を宣言する為に実施するものです。会員の皆様には、この機体登録ステッカー(番号シール)の購入と添付を義務付けています。会員登録と同時にご購入される場合は、会員番号4文字を3000円(送料込)で販売します。登録後の購入は、JPの2文字セットで3500円(送料別)となりますので、登録時の同時購入がお得です。

このように、J P M A 全会員が機体番号を添付して飛ぶことを大前提に、自主規制による秩序を広く示す活動は我々が一般社会や関係団体に認知されるための一歩です。これは非常に有効なものとなります。

パラモーター/P H G 活動に於いては J P M A 会員登録申請と併せて機体登録ステッカー添付をし、安全に楽しく飛行活動を行って下さい。

